平成24年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び 政・独委の評価の視点への対応状況説明資料 (様式)

独立行政法人福祉医療機構平成25年8月

目次

項目 1	財務状況・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
項目2	保有資産の管理・運用等		•		•	•	•	•	•	•		•		•	•		3
項目3	組織体制・人件費管理・		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•		9
項目 4	事業費の冗費の点検・・		•		•	•	•	•	•	•		•		•	•		24
項目 5	契約 ・・・・・・・・・		•		•	•	•	•	•	•		•		•	•		26
項目6	内部統制・・・・・・		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•		39
項目7	事務・事業の見直し等・																49

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益 (総損失)	519 億円		
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金(繰越欠損金)	373 億円		
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務	一億円	(執行率一%)		
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務	一億円	(執行率一%)		
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務	一億円	(執行率一%)		

1 決算状況

平成24年度決算においては、年金担保貸付勘定において当期損失を計上したところである。 なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。

2 各勘定における利益の発生要因等

[一般勘定]

300 百万円の当期総利益が発生。

これは、以下の要因によるものである。

- ① 東日本大震災で被災した既往貸付先に対し、二重債務問題等の対応 として「返済猶予」や「貸付条件変更」などの措置を講じたことによ り計上した貸倒引当金について、元利金の返済が再開される等、債権 の正常化に伴う戻入益が発生したことによるもの(563百万円)
- ② 東日本大震災に係る災害復旧資金について、無利子貸付等の優遇措置を講じたことにより、利差(逆ざや)や貸倒引当金繰入が発生したことによるもの(▲527百万円)
- ③ 第2期中期目標期間の最終年度における運営費交付金債務の収益化に伴うもの(独法会計基準第81第3項に基づく処理)(254百万円)
- ④ その他(政府出資金の運用収入等)(10百万円)

[共済勘定]

第2期中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務を収益化したことにより利益が発生している。

[保険勘定]

3,371百万円の当期総利益が発生。

これは、以下の要因によるものである。

① 年金受給者が増加したこと等に伴い年金債務(年金の現価相当額)が増加したものの、平成24年度心身障害者扶養保険資金の運用において、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保し、7.85%の運用実績となったこと等から、年金の支給等に係る経理にて利益が発生してい

④利益の発生要因 及び 目的積立金の 申請状況

る(3,308百万円)。 ② 第2期中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計 基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務を収益化したこと により利益が発生している(63百万円)。 [年金担保貸付勘定] 44百万円の当期総損失が発生。 中期目標期間中において損益が均衡するよう現行の貸付利率を維持した こと等によるものである。 [労災年金担保貸付勘定] 0.7百万円の当期総利益が発生。 業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。 [承継債権管理回収勘定] 48.244百万円の当期総利益が発生。 これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。 目的積立金については、平成24年度が中期目標期間の最終事業年度であ ることから申請していない。 「承継債権管理回収勘定] ⑤100 億円以上の 48,244百万円の利益剰余金を計上。 利益剰余金又は繰 これは貸付金利息収入を確保したことによるものであるが、当該利益剰 越欠損金が生じて 余金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することと いる場合の対処状 されている。 況 運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定 ⑥運営費交付金の

連宮費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度交付分の執行率はそれぞれ99.8%、100.0%、96.9%となっている。

保有資産の管理・運用等

1 保有資産の状況

事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。

なお、当機構の主な財産である職員宿舎については、独立行政法人の事務・ 事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの 基本方針」という。)に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところで ある。

≪国庫納付又はその手続きの状況≫

○ 宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建3戸)、川西宿舎(兵庫県川西市、戸建1戸)については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付(現物納付)の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、現物納付が困難となったため、財務省等と協議したところ、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うこととなり、売却に当たっての近隣住民に対する説明等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を執行した。入札の結果、落札を決定したことから、同年4月5日に売買契約を締結し、同年5月7日に売却代金の決済及び所有権移転を行った。

売買手続完了後、「独立行政法人福祉医療機構中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付について(平成24年9月10日付厚生労働大臣通知)」により、売却収入90,800,000円のうち、売却に要した費用5,320,867円を差し引いた85,479,133円を国庫納付することとされたため、平成24年9月24日に当該金額を納付した。。

○ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、国庫納付に向け、平成 24 年度中における入居者の退去を促すため、平成 23 年度に入居者に対する説明会を実施したところであり、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成 25 年 3 月末までに退去時期等の調整を終了し、平成 25 年 4 月をもって退去が完了した。

また、小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。

2 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(2012.4.3 行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(2012.12.14 行政改革担当大臣決定)を踏まえた職員宿舎の見直し状況(宿舎戸数見直しによる廃止等措置状況、宿舎使用料の見直し状況)について

当機構において、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に掲記されている職員宿舎は 17 棟となっている。

対象となっている東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、国庫納付に向け、平成 24 年度中における入居者の退去を促すため、平成 23 年度に入居者に対する説明会を実施したところであり、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成 25 年 3 月末まで

①保有資産の活用 状況とその点検

(独立行政法人の事務・ 事業の見直しの基本方針 で講じる措置が定まって いるものを除く。) に退去時期等の調整を終了し、平成25年4月をもって退去が完了した。

今後、国庫納付に向けて境界確定測量等必要な調査を実施し(小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施済み)、着実に国庫納付を進めていく予定である。

なお、宿舎使用料については、国家公務員の見直し状況を踏まえ適切に対応する。

3 固定資産の減損

東久留米及び小金井宿舎については、平成 24 年度中に入居者の退去が完了し、不使用の決定を行ったため、減損の認識に至った。

4 運営費交付金債務

運営費交付金債務については、第2期中期目標期間最終年度であるため、 収益化を行った。

1 資金運用の実績

心身障害者扶養保険事業における運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で 7.85% (複合ベンチマーク (各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重したもの) は8.17%) を確保した。

[平成24年4月~平成25年3月(年率)]

	区分	}	ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差
右	J J	債券	3.72%	3.77%	0.05%
有価	国内	株式	23.82%	23.88%	0.06%
証券	2 J	債券	17.73%	17.78%	0.05%
分	外国	株式	28.99%	28.72%	▲0.27%
短期資産		0.05%	0.09%	0.04%	
合 計			8.17%	7.85%	▲0.32%

2 資金運用の基本的方針

②資金運用の状況

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生 労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安 全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定 に資することを目的として行っている。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、 心身障害者扶養保険資産運用委員会(資産運用に精通した外部専門家により 構成される組織をいう。)の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の 運用を行っている。

○厚生労働省の役割

- ⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示(基本的考え方、 運用の目標、運用利回り、運用手法等)
- ⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行(基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、 運用の基本方針の策定)

- ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省 に対し報告
- ○運用受託機関の役割
 - ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用(ベンチマーク収益率の確保)
 - ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告

3 運用委託先の状況

運用委託先の選定・評価については、平成20年4月に策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。

なお、運用委託先の評価については、「基本方針」において、原則として 3~5年ごとに実施することとされていることから、平成 24 年度において 定量面及び定性面による評価を実施し、運用委託先の妥当性を確認した。

4 福祉医療機構の責任

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申 出をする。

■福祉医療貸付事業

1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

出版上のできる。これでは、こうでは、こうでは、こうできる。										
区分	件数	金額								
貸 付 実 行	1,546 件	3,592 億円								
回収	1,318件	3,215 億円								
うち債権償却	5件	4 億円								
貸付残高	23,421 件	3 兆 2,400 億円								

2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業においては、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設における介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考える。

③債権の回収状況

リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携 し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等をもとに改善点 等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じているところである。また、 リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で役員等幹部に 報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された貸付先については、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じたところであるが、平成23年度末における当該返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握するとともに既往貸付金に係る返済相談を行い、その結果10法人について貸付金の返済を再開することができたところである。

4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

1 貸付金の状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

_	J 100 0							
		年金担保	貸付事業	労災年金担保貸付事業				
	区分	件数	金額	件数	金額			
	貸付実行	169,637件	1,236 億円	2,617件	30 億円			
	回 収	172,223件	1,440 億円	2,841 件	36 億円			
	うち債権償却	37件	〇億円	4件	〇億円			
	貸付残高	358,898 件	1,589 億円	5,620件	38 億円			

2 貸付金の回収計画

③債権の回収状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

3 回収計画の実施状況の評価

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.15%、労災年金担保貸付事業が0.55%にとどまっている。なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

4 回収計画の見直しの検討

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

1 貸付金の状況

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅 融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行 うものである。平成24年度における回収状況等は次のとおりである。

区分	件数	金額
回収	39,334 件	2,155 億円
うち債権償却	125件	
貸付残高	295,987件	1 兆 2,736 億円

2 貸付金の回収計画

承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日(基本的に9月と3月の年2回)に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

③債権の回収状況

3 回収計画の実施状況の評価

承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権について は、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているとこ ろである。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成24年度においては6.56%になった。

なお、承継年金住宅融資等債権の94.6%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は2.14%である。

4 回収計画の見直しの検討

延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。

■貸付事業に係る未収収益(貸付金利息)

③債権の回収状況

一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。

組織体制·人件費管理 (委員長通知別添一関係)

1 給与水準の状況

◎指数の状況

対国家公務員114.8地域勘案102.2学歴勘案112.1地域・学歴勘案100.4

(注) 地域勘案指数: 民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有

無を考慮した指数

学歴勘案指数:学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数

◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

① 在勤地が大都市圏であること

比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤 地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地 域手当に相当)の支給対象に差があること。

(職員の割合…東京都特別区:90.5%、大阪市:9.5%)

② 大学卒以上の比率が高いこと

国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は53.4%(平成24年 国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の 比率は88.9%となっており、学歴構成による差があること。

③ 民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと

当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。

◎給与水準の適切性の検証

① 国からの財政支出について

平成24年度支出予算の総額197,334百万円に対し国からの財政支出額は41,003百万円(支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:20.8%)であり、その内訳は、運営費交付金3,438百万円、社会福祉振興助成費補助金2,390百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,031百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,534百万円、政府出資金4,611百万円となっている。

給与、報酬等支給総額は1,799百万円(支出総額に占める割合:0.9%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。

② 累積欠損額

平成23年度決算において累積欠損額は発生していない。

③ 法人の業績評価

当機構は平成23年度業務実績について、評価委員会の評価において16 項目中4項目S(中期計画を大幅に上回っている)、10項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

①給与水準の状況 と 総人件費改革の

進捗状況

平成24事業年度決算における支出総額196,625百万円に対し給与、 報酬等支給総額1,799百万円であり、その割合は0.9%程度である。

⑤ 管理職の割合

当機構職員(事務・技術)の管理職の割合は18.3%となっている。

⑥ 大卒以上の高学歴者の割合

当機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は88.9%となっている。

◎講ずる措置

〇これまでに講じた措置

· 平成16年度

全職員の昇給を停止

国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)

・ 平成16~23年度

組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10)

・ 平成22年度

管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施 (平均△1.0%)

・ 平成23年度

中高齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)

· 平成24年度

国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施

1.本俸

① 課長相当職員以上(7~5等級)
 △9.77%

② 課長代理、係長相当職員(4~3等級) △7.77%

③ 係員(2~1等級) △4.77%

2.役職手当 一律△10%

3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント(100.4ポイント)となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額の増加額を縮減 (平成25年4月1日施行)
- ・ 55歳を超える職員は標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日 施行)
- ・ 55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、 役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国 △1.5%:機構△2.0%)
- ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6% 引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、 当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。

2 総人件費の状況

	① 対前年度比における増減の要因について 「給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因] 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置、平成22年度・平成23年度における機構独自の本俸基準表の引き下げ、平成24年3月の人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げなどにより、給与、報酬等支給総額は対前年度比9.3%減となった。また、最広義人件費は上記に加え退職手当支給額の減少等により、対前年度比で10.5%の減少となった。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置は、役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用としている。 ② 人件費削減の取組状況 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置を講じているほか、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当金について、役員については平成25年1月から、職員については平成25年4月から国家公務員に準じた調整率を設けて引き下げている。
②国と異なる、又は 法人独自の諸手当 の状況	当機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。
	法定福利費349,719千円(役職員一人当たり1,267,097円)
③福利厚生費の状 況	法定外福利費47,672千円(役職員一人当たり172,723円) (主な法定外福利費の内容) ○住宅関連費用(宿舎の維持管理費等) ○労働安全衛生法に基づく健康診断費用 (レクリエーションへの支出状況) レクリエーション経費は支出していない。 (健康保険料の労使負担割合の見直しの状況) 平成24年度から3年間、被保険者負担分の保険料率を段階的に引き上げ、労使折半とすることに決定している。

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成25年3月末現在)

			役 員 ^{注2}			職員	
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総	数	5 人	1人	6 人	251 人	19 人	270 人
	うち国家公務員 再就職者	0人	0人	0人	1人	0人	1人
	うち法人退職者	1人	0人	1人	4 人	0人	4 人
-5	ち非人件費ポス	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち国家公務員 再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

- 注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう(任期付き職員の再雇用を除く。)。
- 注2 役員には、役員待遇相当の者(参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者)を含む。
- 注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進 に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければなら ないこととされている人件費以外から支出されているもの(いわゆる総人件費改革の算定対象とな らない人件費)

国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称

[役員] 該当なし

[職員] 医療貸付部長

二 本法人職員の再就職者である役職員が就いているポストの名称

④国家公務員再就 職者及び本法人職 員の再就職者の在 籍ポストとその理 由 [役員] 理事

[職員] 再雇用職員

三 一及び二のポストが設けられている理由

①国家公務員再就職者

当機構の業務は、国の政策と密接にかかわるものであり、厚生労働省等の行政経験を有する者の知見等が必要であることから採用していたものであるが、現職者の定年退職(平成24年度末)に伴い、国家公務員の再就職者はOとなった。

②本法人の再就職者

(理事)

当機構の再就職者が就任していた理事ポストについて、内部職員からの登 用によるもの

(再雇用職員)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置のため、定年退職者を対象とした継続雇用制度(再雇用制度)を 実施しているため

四 役員ポストの公募の実施状況

該当なし

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号、以下「特例法」という。) に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施(△9.77%)
- ・人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、平成24年3月から 俸給月額を0.5%引き下げたことと併せ、平成23年4月から平成24年2月まで の官民較差相当分を平成24年6月期の賞与で調整

理事

法人の長に同じ

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

法人の長に同じ※賞与は支給されない

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間	報酬等の総	額		就任•退任	壬の状況	前職
1文/日		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月リ月取
M 1 - F	千円	千円	千円	千円			
法人の長	15,137	9,896	3,826	1,188 _(特別調整手当) 227 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
A理事	6,094	3,903	1,654	468 (特別調整手当) 69 (通勤手当)		9月10日	\Diamond
	千円	千円	千円	千円			
B理事	7,433	4,981	1,778	598 (特別調整手当) 76 (通勤手当)	9月11日		\Diamond
	千円	千円	千円	千円			
C理事	13,814	8,922	3,487	1,071 334 (特別調整手当) (通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
D理事	13,563	8,922	3,492	1,071 78 (特別調整手当) (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
A監事	12,087	7,807	3,013	937 330 (特別調整手当) (通勤手当)			
D欧市	千円	千円	千円	千円			
B監事 (非常勤)	4,038	4,038		()			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期	間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事E	手円 6,095	年 5	月 3	H23.9.30	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	*
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適切に対応する。 併せて、機構の給与水準については、検証結果を踏まえ、取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当) の成績率に反映させている。

「能率 勤務成績が反映される給与の内容]

[肥学、動務以積が文吹される記字の行う]							
給与種目	制度の内容						
	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が 担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参 考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)						
賞与:勤勉手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。						
	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)						

ウ平成24年度における給与制度の主な改正点

■特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとし

(職員について)

- ◇実施期間:平成24年4月~平成26年3月
- ◇俸給表関係の措置の内容:

・本俸 課長相当職員以上(7~5等級)
 課長代理、係長相当職員(4~3等級)
 △2.77%
 係員(2~1等級)
 △4.77%

- ◇諸手当関係の措置の内容:
 - ・役職手当 一律△10%
 - ・期末手当及び奨励手当 一律△9.77%
 - ・本俸に連動する手当等の減額支給 特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)の月額は、 減額後の本俸等の月額により算出
- ◇国と異なる措置の概要:なし

(役員について)

- ◇実施期間:平成24年4月~平成26年3月
- ◇俸給表関係の措置の内容:俸給 △9.77%
- ◇諸手当関係の措置の内容:
 - ・期末手当及び奨励手当 一律△9.77%
 - ・本俸に連動する手当等の減額支給

俸給に連動する特別調整手当の月額は、減額後の俸給等の月額により算出

- ◇国と異なる措置の概要:なし
- ■人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げによる調整
- ・平成24年3月に、50歳台を中心として概ね40歳台以上が受ける本俸を平均△0.23%引き下げたことと併せ、平成23年4月から平成24年2月までの官民較差相当分を平成24年6月期の賞与で調整
- ■平成24年秋の再精査を踏まえた給与水準の見直しについては、平成25年度に実施(IV法人が必要と認める事項)。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

				平成:	24年度の年	間給与額(平均)
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
			-11-			うち通勤手当	T. H
	常勤職員	A. 0.1.0	歳	千円	千円	千円	千円
l	111 250 1905	212	41.0	6,597	5,015	209	1,582
	事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	747 XII	211	41.0	6,596	5,014	209	1,582
	技能職種		歳	千円	千円	千円	千円
	(運転手)	1					
			歳	千円	千円	手円	千円
	再任用職員	^	际义	1 17	117	1 17	117
_		2		4 H	S B	C H	
	事務•技術	Λ	歳	千円	千円	千円	千円
	7-37 IXM	2					
			ı-ı		-	~ m	~ ==
	非常勤職員		歳	千円	千円	千円	千円
l	71 113371445	11	55.5	3,905	3,627	52	278
	事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	才 ⁄为 1人州	4	40.0	3,570	2,806	143	764
	事務·技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(賞与なし)	7	64.4	4,097	4,097	0	0

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

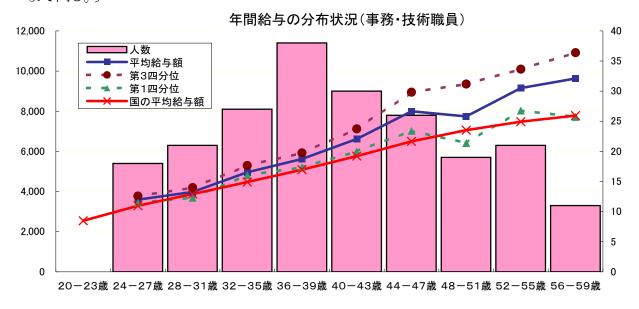
注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:研究職種、医療職種、教育職種については、該当が無いため省略した。

注4:常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
(•本部課長	30	49.9	8,885	9,278	9,716
・本部係長	67	39.0	5,053	5,425	5,785
・本部係員	33	28.3	3,562	3,778	3,959

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的 な職位		部長	室長	課長	課長代理	係長·主査	係員
人員 (割合)	211	人 6 (2.8%)	人 4 (1.9%)	人 33 (15.6%)	52 (24.6%)	81 (38.4%)	人 35 (16.6%)
年齢(最高 ~最低)		競 59	歳 57 ~ 52	歳 58 ~ 42	歳 59 ~ 38	歳 55 ~ 30	歳 33 ≀ 24
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 9,072	千円 8,003	千円 7,566 ~ 5,511	千円 6,280	千円 5,474 ~ 2,996	千円 3,483
年間給与額(最高~ 最低)		千円 12,186 〈 10,255	千円 10,914 〈 10,096	千円 10,138 〈 7,319	千円 8,321 〈 5,681	千円 7,043 〈 3,916	千円 4,447 ~ 3,177

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員))

	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	(抽-	±%/\(\#\+\\\\)	%	%	%
	一作	支給分(期末相当)	53.8	58.3	56.2
管理			%	%	%
職員 (平)		で給分(勤勉相当))	46.2	41.7	43.8
	:		·		%
	:	最高~最低	51.3~33.9	46.6~30.4	48.8~32.0
	/+r =		%	%	%
	一律	支給分(期末相当)	64.5	67.5	66.0
一般			%	%	%
職員	査定支 (平均)	え (勤勉相当))	35.5	32.5	34.0
			%	%	%
		最高~最低	46.1~30.7	41.3~27.4	43.6~28.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

114.8

対他法人(事務・技術職員)

108.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○事務•技術職員

項目	内容
	対国家公務員 114.8
指数の状況	地域勘案 102.2 参考 学歴勘案 112.1 地域・学歴勘案 100.4
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤 地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地 域手当に相当)の支給対象に差があること。 (職員(事務・技術)の割合…東京都特別区:90.5%、大阪市:9.5%) ②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は53.4%(平成24年国家 公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員(事務・技術)の大学 卒以上の比率は88.9%となっており、学歴構成による差があること。 ③民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行ってお り、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部 門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこ と。 【主務大臣の検証結果】
	土傍人足の横証相末 地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員と同水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.8% (国からの財政支出額 41,003百万円、支出予算の総額 197,334百万円: 平成24年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額41,003百万円の内訳は、運営費交付金3,438百万円、社会福祉振興助成費補助金2,390百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,031百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,534百万円、政府出資金4,611百万円となっている。 給与、報酬等支給総額は1,799百万円(支出総額に占める割合:0.9%)で
	あり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 【累積欠損額について】 累積欠損額一円(平成23年度決算)

■これまでに講じた措置

•平成16年度

全職員の昇給を停止

国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を 目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)

·平成16~23年度

組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10)

•平成22年度

管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施 (平均へ1.0%)

•平成23年度

中高齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施 (平均△1.0%)

•平成24年度

国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 1.本俸

- ① 課長相当職員以上(役員、7~5等級) △9.77%
- ② 課長代理、係長相当職員(4~3等級) △7.77%
- ③ 係員(2~1等級)

 $\triangle 4.77\%$

2.役職手当 一律△10%

3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

講ずる措置

■今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント(100.4ポイント)となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。

- ・最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額の増加額を縮減(平成25年4月1日施行)
- ・55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日 施行)
- ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%)
- ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する

■法人の業績評価

当機構は平成23年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中4項目S(中期目標を大幅に上回っている)、10項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成24事業年度決算における支出総額196,625百万円に対し給与、報酬等支給総額1,799百万円であり、その割合は0.9%程度である。

- ■管理職の割合(平成25年4月1日現在)
 - 当機構職員(事務・技術)の管理職の割合は18.3%となっている。
- ■大卒以上の高学歴者の割合(平成25年4月1日現在) 当機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は88.9%となっている。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増	∄△減	中期目標期間成20年度)から	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	1,798,547	1,983,754	△ 185,207	$(\triangle 9.3)$	△ 277,902	(△13.4)
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	120,789	199,227	△ 78,438	(△39.4)	△ 115,696	(△48.9)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	248,470	258,664	△ 10,194	$(\triangle 3.9)$	△ 12,111	(△4.6)
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	397,390	425,731	△ 28,341	$(\triangle 6.7)$	△ 68,614	(△14.7)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+	2,565,196	2,867,376	△ 302,180	(△10.5)	△ 474,323	(△15.6)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置、平成22年度・平成23年度における機構独自の本俸基準表の引き下げ、平成24年3月の人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げなどにより、給与、報酬等支給総額は対前年度比9.3%減となった。

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置のうち、給与減額支給措置に関する削減額は、常勤役員7,680千円、非常勤役員407千円、職員166,271千円である。

また、最広義人件費は上記に加え退職手当支給額の減少等により、対前年度比で10.5%の減少となった。

なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定) に基づき講じた措置は、役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用としているが、平成24年度において役員の退職が発生していないため、関係する削減額は生じていない。

IV 法人が必要と認める事項

当機構においては、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した措置を講じているほか、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月29日に退職手当支給規程を改正した(役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用)。

(役員に関する講じた措置の概要)

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年1月1日から適用。

- ・ 平成24年12月31日まで
- 100/100
- 平成25年1月1日から同年9月30日まで 97.35/100
- ・ 平成25年10月1日から26年6月30日まで 91.35/100
- 平成26年7月1日以降

86.35/100

(職員に関する講じた措置の概要)

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年4月1日から適用。

- 平成25年3月31日まで
- 100/100
- 平成25年4月1日から同年9月30日まで 98/100
- ・ 平成25年10月1日から26年6月30日まで 92/100
- · 平成26年7月1日以降

87/100

また、平成24年秋の給与再精査を踏まえ、平成25年度において下記の給与水準見直しを実施する。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額の増加額を縮減(平成25年4月 1日施行)
- ・ 55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行)
- 55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%)
- ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成 22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、 抑制を継続する

事業費の冗費の点検 (委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1 年間実施	近した場合の	
于不良 次 口		111111111111111111111111111111111111111	(単位:千円)	
①庁費の執行状況 の点検	○ 庁費については、第3・四半期及び第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、承継債権管理回収業務に係る受託金融機関手数料(回収業務の代理店手数料)を第3・四半期に765百万円支出したことや、第4・四半期においては、同手数料746百万円を未払金として計上したことや退職手当共済事業の社会福祉協議会事務委託費の支出や通年契約案件の第4四半期分等の支払に係る未払金の計上などを行っているためであり、適正な執行を行っている。 ○ 情報処理業務庁費については、第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、第4・四半期分等のシステム運用保守経費を150百万円、WAMNETシステムのクラウド環境構築に係る一時費用等を247百万円、貸付総合電算システムの制度改正等に伴う改修費79百万円、年金住宅融資業務回収処理システムの債権一部譲渡に伴う改修費61百万円、サーバー等の耐用年数経過に伴う更新費用59百万円を、いずれも未払金として計上していることなどに起因しており、適正な執行を行っている。			
②旅費の執行状況 の点検	○ 旅費については、年度前半から中盤 それ以降一旦減少し2月以降に再度専 の後半に執行が偏るなどの傾向は見ら るが、第4四半期に執行額が増加した 通常の貸付先調査に加えて個別融資格 ローアップ調査を実施していることや 滑に実施するための受託金融機関等関 会等(福祉医療貸付事業の受託金融機 研修会、承継年金住宅等債権管理回収 後半に実施していること及び東日本大 の実施などを行ったためであり、適正 の実施などを行ったためであり、適正 の末費を執行したことにより、平成2 なったが、平成23年度に引き続きが 行っており、適正な執行に努めたとこ	は行額が増加する他の れず適正な執行と 理由は、東日は、東日は、東日に対する 関係方面に会議では、 関係が修の受託がする 関係が修りではでする 関係が終めがでする。 は、東日に対する 関係が修りでは、 は、東日に対する 関係がのでいまする は、東日に対する は、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対はは、日に対は、日に対	頭向であった。年度 になっていると考え になっていると考え になっていると考え になっていると考え にはいいでは、	
③給与振込経費の 削減	給与振込経費については、平成23年 より国家公務員に準じたものとしており 及び複数の振込口座の取扱いは行ってい	、一部現金払い	一千円	
④その他のコスト 削減について検討	○ 執務室及び社内通路の部分消灯を 料を削減した。	底し、電気使用	約 910 千円	

したもの	○ 本部事務所の賃貸借契約の更新にあたり、価格交渉 を行い、賃借料の削減を行った。	約 29,460 千円
	○ 経年劣化に伴う複写機のリプレースにあたり、複写機の購入と保守(5年間)をパッケージで調達することにより、保守料単価の引き下げを行った。	約 5,496 千円
	O WAMNETシステムのリプレースに当たり、クラウド環境の提供契約及びシステムの運用保守契約につ	
	いて複数年契約とすることにより、コスト削減及び事務手続きの軽減を図るとともに、旧WAMNETシステムの運用スペース等の原状復帰工事等に関して、旧W	(原状復帰工事 等) 約 16,560 千円
	AMNETシステムのベンダーと価格交渉を行い、工事 費用等の削減を行った。	

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成24年度当初から実施したと仮定した場合における平成24年度の実績額(推計)が、平成23年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

契 約 (委員長通知別添二関係)

[点検の実施]

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』(平成24年9月7日総務省行政管理局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡)により、引き続き各独立行政法人に契約監視委員会を存置するとともに、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること等とされているため、平成25年3月1日に同委員会の点検を受けた。

区	分	件数
平成23年度契約	一者応札・一者応募	5件
平成24年度契約※	競争性のない随意契約	5件
平成24年及类剂%	一者応札・一者応募	7件
合	計	17件

※ 平成24年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。

[点検の観点]

①契約監視委員会 からの主な指摘事 項

区分	点検の観点			
『太辛‡』が	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入			
随意契約	札への移行の可否並びに改善方策の妥当性			
	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参			
一者応札・一者応募	加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争			
	性の確保のための改善方策の妥当性			
1441				

[点検結果]

主な指摘としては、次のとおりであった。

- ・ セミナーの会場借上げに関して、会場との契約額については、価格を 引き下げるための条件や入札に参加しなかった業者に不参加の理由等を ヒアリングし、改善に向けた努力が必要ではないか。
- ・ 応札辞退者に対するアンケートに関して、アンケートの回答が減ってきていることから、できるだけアンケートに回答いただけるような努力をすると同時に、このアンケート結果を契約審査会等に提示して改善すべき点はないか議論しては如何か。
- ・ 各業務システムの改修、運用保守等に係る契約に関して、予算の制約 はあると考えるが、現行のシステム関係には、著作権や特殊な開発言語 の採用など従前から課題があることから、国からの予算措置の状況によ りリプレースなどを検討しては如何か。

②契約監視委員会 以外の契約審査体 制とその活動状況	 ○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」(経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関)を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官(外部の第三者に委託)の出席を求め、助言を得ている。 ○ また、契約審査会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。 ○ さらに、平成22年度からは、「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①~③の事項の審議を徹底することとした。 ① 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと
③「随意契約等見直 し計画」の進捗状況	随意契約等見直し計画(平成22年4月策定)に基づき、①企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、②契約に係る規程類の整備(平成20年度において措置済み)を行っている。また、③契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行っている。さらに、④一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組を実施している。以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組みを着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成24年度においては、件数ベースで6件にまで減少させ、随意契約等見直し計画における目標を達成したところである。金額ベースでは約0.1億円目標額を上回ったが、これは契約相手方が著作権を有するシステムの改修を行ったことなどに伴うもので、真に止むを得ない事由により随意契約に至ったものである。
④一者応札·一者応 募となった契約の 改善方策	一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、当機構のホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。(改善方策の主なもの)・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること。(国における「予算決算及び会計令」等においては10日(暦日)間)・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討し

た上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層 の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。 また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせの あった業者に入札辞退理由のアンケートを行い、事後点検を行っている。 「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置に ついては、すべて実施済みである。 ○ 平成24年度における総合評価落札方式及び企画競争の実施状況は次の とおりである。なお、公募については実施実績がなかった。 ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日 程の確保 (総合評価) 平成24年度に総合評価落札方式により契約を締結した調達は1件で あった。説明会を適時実施し、十分な日程の確保を行った結果、複数の 応札者があった。(公告から提案書提出期限までは29日間) (介画競争) 平成24年度に企画競争により契約を締結した調達は3件であり、う ち2件は複数の参加者があり、1件は1者の参加であった。 2件については、それぞれ4者及び6者の参加があったところであり、 十分な日程の確保を行ったことによるものと考える。(公告日から企画 書提出期限までは平均22日間) また、1者の参加のみとなった1件の業務内容は、年金運用のコンサ ルティング業務であり、その内容の特殊性から国内で受託可能な業者は 数社に限られるところであり、結果として1者の参加となってしまった ⑤契約に係る規程

類とその運用状況

ものと考える。(公告日から企画書提出期限までは21日間)

なお、3案件の業務内容は「会計監査人候補者の選定」、「CIO補佐 官業務」及び「心身障害者扶養保険資金の運用等に係るコンサルティン グ業務」であり、専門性の高い業務であったことから、参加者は、基本 的には、その分野において一定の専門知識を有する者であると想定され たことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を確保すること で対応を図ったところである。

- イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開
- 平成24年度に総合評価落札方式により契約を締結した1件及び企画 競争により契約を締結した3件については、いずれも選定基準及び配点 を事前に公表し、その結果については、総合評価参加者及び企画競争参 加者に対して公開している。
- ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定
- 総合評価落札方式については、「総合評価、企画競争・公募による調 達マニュアル」(平成20年度末に策定)により、評価委員の選定に当た っては外部有識者を含めることを義務付けている。
- 企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすること としているが、この場合も、契約に係る競争性及び透明性を確保するた め、選定委員の評価結果について「契約審査会」で適正性等を審議する こととしている。

28

	T				
	○ 随意契約によるものを	を再委託しているものは次の	Dとおりである。		
	契約件名	受託者	金額(円)		
⑥再委託している 契約の内容と再委	福祉医療機構 ALM モデ 運用支援	ル (株)三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500		
託割合(再委託割合	○ 当機構では、貸付原資	資についての資金調達による	3金利リスクに対応する		
が 50%以上のもの		E活用している。本件は、当	当該システムの運用支援		
又は随意契約によるものを再委託しているもの)	業務を委託しているもの。 再委託の内容は、受託者においてシステム運用保守業務を再委託しているものである。再委託割合については、受託者が当機構の業務以外のシステム運用保守も一括して再委託先に委託していることから、受託者としては「機構業務のみの再委託割合を算定することは困難」としている。				
		した公益法人等との契約の	D状況は次のとおりであ		
	る。 契約件名	受託者	金額(円)		
	独立行政法人会計システム等の保守	(財)日本システム開発研 究所	7,539,000		
⑦公益法人等との 契約の状況	社会福祉施設開設・経営 実務セミナー【東京会 場】開催に係る会場借り 上げ	(福)全国社会福祉協議会	1,674,135		
	独立行政法人会計シス テム等の改修業務	(財)日本システム開発研 究所	13,481,118		
	定期健康診断等業務	(公財)結核予防会	9,394,875		
⑧その他調達の見 直しの状況	○ 平成23年度においても、「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①~③の事項の審議を徹底したところ。 ① 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が 1/2 を超える場合においては審査を行うこと				

Ⅰ 平成24年度の実績【全体】

1	平成24年度の美積	件数	金額
	一般競争入札 (最低価格落札方式)	35件 (77.78%)	16. 2億円(78. 58%)
	うち一者応札	1 4件 【4 O.O O%】	14.0億円 【86.2%】
	総合評価落札方式	1件 (2.22%)	〇. 1億円 (〇. 5 2%)
競争性の	うち一者応札	一件 【一%】	一億円 【一%】
競争性のある契約	指名競争入札	一件 (一%)	一億円 (一%)
	うち一者応札	一件 【一%】	一億円 【一%】
	企画競争等	3件 (6.67%)	0.6億円(2.82%)
	うち一者応募	1件 【33.33%】	O. 1億円 【19.69一%】
競争	争性のない随意契約	6件 (13.33%)	3.7億円(18.08%)
	合 計	45件 (100.0%)	20.6億円(100.0%)

[※] 予定価格が少額である場合 (予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの)を除く。

^{※ 【 %】}には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

^{※ 「}競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

^{※ 「}企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅱ 平成24年度の実績【公益法人】

		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	2件 (50.00%)	O. 1億円 (34.49%)
	うち一者応札	1件 【50.00%】	0.02億円 【15.12%】
	総合評価落札方式	一件 (一%)	一億円 (一%)
	うち一者応札	一件 【一%】	一億円 【一%】
ある契約	指名競争入札	一件 (一%)	一億円 (一%)
	うち一者応札	一件 【一%】	一億円 【一%】
	企画競争等	一件 (一%)	一億円 (一%)
	うち一者応募	一件 【一%】	一億円 【一%】
競争性のない随意契約		2件 (50.00%)	0. 2億円 (65. 51%)
合 計		4件 (100.0%)	0.3億円(100.0%)

^{※ 「}公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

[※] 予定価格が少額である場合 (予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの)を除く。

^{※【 %】}には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

^{※ 「}競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

^{※ 「}企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その1

		随意契約等見直し計画 による見直し後の姿		平成 24 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		一件 (一%)	一億円 (一%)	45件 (57.7%)	25.0億円(54.3%)
競争性のある契約	競争入札	46件 (59.0%)	35.7億円(77.7%)	25件 (32.1%)	16.7億円(36.3%)
	企画競争等	26件 (33.3%)	6.7億円 (14.5%)	3件 (3.9%)	0.8億円(1.7%)
競争性のない随意契約		6件 (7.7%)	3. 6億円 (7. 8%)	5件 (6.4%)	3.6億円(7.7%)
合 計		78件(100.0%)	46億円(100.0%)	78件 (100.0%)	46億円(100.0%)

- (注)単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- ※ 「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 24 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。
- ※ 「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成24年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。
- ※ 予定価格が少額である場合 (予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの)を除く。
- ※ 「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。
- ※「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成24年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

Ⅳ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その2					
		一者応札・一者応募案件の		24 年度も引き続き一者応札・一	
		見直し状況(20 年度実績)		者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりや		一件	一億円	1 5 件	8. 6億円
めたもの		(%)	(%)	(55.6%)	(74.2%)
契	仕様書の変更	一件	一億円	一件	一億円
見約		(—%)	(—%)	(—%)	(—%)
直法し	参加条件の変	2 3 件	10.8億円	4件	0.6億円
見直しを実施(注2)契約方法を変更せず条件等の	更	(85.2%)	(92.6%)	(14.8%)	(4.7%)
施史した。	公告期間の見	3件	O. 2億円	1件	0.05億円
(注条	直し	(11.1%)	(1.7%)	(3.7%)	(O.4%)
台件 等	その他	1件	0. 7億円	一件	一億円
Ď		(3.7%)	(5.7%)	(—%)	(—%)
+= \(\)		一件	一億円	一件	一億円
突約力 	式の見直し	(—%)	(—%)	(—%)	(—%)
その他の見直し		一件	一億円	一件	一億円
		(—%)	(—%)	(—%)	(—%)
点検の結果、指摘事		一件	一億円	一件	一億円
項がなかったもの		(—%)	(—%)	(—%)	(—%)
一者応札・一者応募 が改善されたもの				7件	2. 4億円
		_	_	(25.9%)	(20.7%)
合 計		2 7 件	11.6億円	2 7 件	11.6億円
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
/// W/I					

⁽注)単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

⁽注1) 平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成24年度の 契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

⁽注2) 内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。

随意契約等見直し計画

平成22年4月独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直 しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定す る。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに 一般競争入札等に移行することとした。

		平成20年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約		(71. 8%)	(46.0%)	(92. 3%)	(92. 2%)
		56	2, 114, 112	72	4, 240, 614
	競争入札	(47. 4%)	(34. 3%)	(59. 0%)	(77. 7%)
		37	1, 575, 562	46	3, 572, 400
	企画競争、公募等	(24. 4%)	(11. 7%)	(33. 3%)	(14.5%)
		19	538, 551	26	668, 214
競争性のない随意契約		(28. 2%)	(54.0%)	(7. 7%)	(7. 8%)
		22	2, 484, 469	6	357, 967
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		78	4, 598, 581	78	4, 598, 581

⁽注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

⁽注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者 応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契 約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

	実 績	件数	金額(千円)
競争性の	ある契約	56	2, 114, 112
	うち一者応札・一者応募	(48. 2%) 27	(55. 0%) 1, 162, 242

⁽注)上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

	見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せ		(100%) 27	(100%) 1, 162, 242
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	23	1, 075, 641
	公告期間の見直し	3	20, 136
	その他	1	66, 465
契約方式の見直し	,	(O%) O	(O%) O
その他の見直し		(O%) O	(O%) O
	事項がなかったもの	(O%) O	(%) O

⁽注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

⁽注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

⁽注3)上段(%)は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

- 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
- (1)契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・ 一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア.企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①~⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

≪措置状況≫

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定(「予算決算及び会計令」第74条)と同様の内容とした。

② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

≪措置状況≫

平成18年度に措置済みである。

③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、 恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限 り明確かつ具体的に定めること。

≪措置状況≫

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括 的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契 約条項を削除した。

④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

≪措置状況≫

平成15年度に措置済みである。

⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計 規程等において明確に定めること。

≪措置状況≫

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評

価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。(「会計法」第29条の6第2項(落札方式)、同法第29条の12(長期継続契約)、「予算決算及び会計令」第102条の2(長期継続契約ができるもの)及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。)

⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

≪措置状況≫

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」(内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関)において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、 同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとして いる。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

(参考)

少額額随意契約の基準額は次のとおり。(国と同様の基準である。)

- エ事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

エ 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、 結果として1者応札・1者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保(原則10営業日以上)、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する 区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。 (例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級 までの事業者の入札参加を可能とした。)

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載

内 部 統 制

1 理事長の役職員へのミッションの周知等

(1) 当機構のミッションと経営理念

当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。

現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、当機構のこれからの方向性を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。

これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。

当機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。

(2) 中期計画及び年度計画の策定

1)統制環境

理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。

全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、当機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。

(3) 役職員に対するミッションの周知

- ア 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場に おいて、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全 役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進す るよう指示がなされている。
- イ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感(理事長の経営姿勢や考え方等)を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底している。

ウ 経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示板 及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリーフ レットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識し た業務運営を行っている。

2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保

(1) 理事長のリーダーシップ発揮

ア 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、 役員連絡会を毎週開催し、年間を通じて組織内での情報の共有化及び問題 意識の統一の徹底を図っている。

なお、平成 23 年度より経営企画会議については、これまで月 1 回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月 2 回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施している。

- イ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成21年4月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。
- ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を 達成するため、各部における重点目標(部としてなすべき事項)を定めて いる。また、それを達成すべく各課(室)における重点目標(課としてな すべき事項)を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員 ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作 成している。
- 工 理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置し、東日本大震災事業者再生支援機構等の動向を把握するとともに、機構の相談態勢等の対応についての検討等を実施している。

(2) マネジメントの実効性確保

- ア 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を 取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実 行性を確保している。
 - 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。
 - 平成 17年度に認証を取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム (QMS) の運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。平成 23 年度からは、監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による監査とQMS内部監査を統合したうえで、理事長直属の監査室が、業務の合規性(旧監査室検査)及び業務の継続的改善(QMS内部監査)の観点から、全部署に対し厳格な内部監

査(統合監査)を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務 改善に資する提案等を行うことにより、更なる継続的改善活動を推進し ている。

また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。

なお、平成25年2月にISO9OO1認証機関による定期審査を受審し、「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い。」との評価を受けた。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

3 内部統制の構築状況

(1) 法令等の遵守

- ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成 22 年 4 月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。
- イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成20年4月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するとともに、マニュアルの遵守状況を把握するための職員向けアンケートを実施し、その分析結果をもとにマニュアルの見直しや個人情報保護の取組強化としての個人情報保護方針の策定など、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。
- ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに 関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直 しを行うとともに、全役職員に対する研修(e-ラーニング形式の研修を導 入)を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行って いる。
 - 内部統制統括部署:総務企画部業務管理課
 - 推進部署:総務企画部業務管理課(職員数3人)
 - 優先順位:第1位

[理由] 当機構において不祥事が発生した場合、風評等により法人自体 の存続に関わるため、最も重要なものと考えている。

(2) 業務の有効性・効率性

上記1及び2の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、当機構のミッション(民間活動応援宣言)を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

- 内部統制統括部署:総務企画部総務課
- 推進部署:総務企画部総務課、人事課、企画室企画課(職員数 17 人)
- 優先順位:第2位

[理由] 当機構の社会的使命及び中期目標等を効率的に達成するためには、業務の有効性・効率性について留意することが必要であるため、第2位としている。

(3) 資産の保全

- ア 当機構においては、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、保 有する資産について、不断の見直しを行っている。
- イ 宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急きょ金銭納付を行うこととなったが、平成24年3月に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成24年5月には売却代金の決済を行った。売買手続完了後、売却収入90,800,000円のうち、売却に要した費用5,320,867円を差し引いた85,479,133円を国庫納付することとされたため、平成24年9月24日に国庫納付を行った。

また、その他保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成25年3月末までに退去時期等の調整を終了し、平成25年4月末をもって退去が完了した。

また、小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。

- ウ 心身障害者扶養保険資金の運用については、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で、策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施している。
- エ 見直しの基本方針において、不要とされた資産については、同見直しの 基本方針に基づき、国庫納付の手続きを進めている。
 - 内部統制統括部署:総務企画部総務課
 - 推進部署:経理部会計課、資金課(職員数 13 人)
 - 優先順位:第3位

[理由](3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも 重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことか ら、同順位としている。

(4) 財務報告等の信頼性

会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。

- 内部統制統括部署:総務企画部総務課
- 推進部署:監查室、総務企画部企画室企画課、経理部経理課(職員数 22人)
- 優先順位:第3位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも 重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことか ら、同順位としている。

4 役員会の位置付け、権限の状況

役員会は、理事長及び理事をもって構成され、原則として毎月1回、理事 長が召集し、これを主宰している。また、役員会においては、次に掲げる事 項を審議し、役員会の議事は、役員会の構成員の意見に基づき、理事長が決 定している。

- 機構の業務運営の基本方針に関する事項
- 事業計画、予算及び資金計画並びに決算に関する事項
- 業務方法書その他諸規程の制定改廃に関する事項
- 組織及び機構の改廃に関する事項
- 人事及び給与の基本方針に関する事項
- その他理事長が必要と認める事項

5 理事長と監事・会計監査人の連携状況

(1) 理事長と監事との連携状況

- ア 監事との連携については、監査計画立案時及び監査報告時(中間報告時を含む。)における意見交換に加えて、役員会等の場において緊密に意見交換を実施している。また、年2回理事長と各監事が個別面談を行うなど、意見交換の場を設けている。
- イ 監事監査における指摘事項については、必要に応じて役員会、経営企画 会議等の当機構の意思決定に関わる場において議題として報告するととも に、改善状況等を確認する等のフォローアップを行っている。
- ウ 理事長が主宰する経営企画会議において、オブザーバーとして監事も出 席し、重要案件に対する経営判断を行うにあたって、監事からの意見を聴 取している。

(2) 理事長と会計監査人との連携状況

毎年度、会計監査人は理事長に対して決算の概要説明を行うほか、業務運営や不正防止に関すること等のトップマネジメントに関してインタビューを行い、意見交換を行っている。

6 その他統制環境に関する状況

- ア 当機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、職員提案箱制度を運用している。
- イ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応する ために、平成23年2月に策定した事業継続計画について、平成25年3 月に見直しを行い、災害発生時における職員の安否確認と業務継続を担う 体制確保の強化を目的として安否確認システムの導入を決定した。
- ウ 平成 24 年度においては、ガバナンスの更なる高度化に向けた取り組みとして、業務管理課を新設したことに加えて、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、各部におけるリスクの洗い出しや分析を実施するとともに、金融庁検査準備室、業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るための新たな方針案を作成した。

②リスクの識別・評価・対応

1 リスク対応計画に基づく対応

法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めたリスク・危機管理基本方針を平成21年10月

に策定したところである。

また、同方針に基づき、平成21年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を設置し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画を平成22年3月に策定している。

さらに、年度毎にリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、 是正・改善を図っており、この継続的なリスク対応計画の評価・改善により リスク管理態勢が確保されている。

なお、リスク管理の自己評価にあたっては、当機構が抱えるリスク等の洗い出しを全役職員が参加して行う仕組みを構築しており、当機構のミッションの周知徹底を図るとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。

また、平成24年度においては、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、金融庁検査準備室において、改めて各事業におけるリスクを洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、それを踏まえて、態勢整備を含め、更なる内部統制態勢の構築に向けたロードマップを作成した。

2 QMS に基づく対応

QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点(不適合)への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。

1 リスク対応計画に基づく対応

各部においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。 また、各部からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を 報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行っている。

③統制活動

2 QMS に基づく対応

QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。

1 組織内での情報伝達

イントラネット及び当機構のホームページにおいて、全役職員が職務の遂行に重要となる情報である経営理念、中期目標、中期計画、年度計画及び各部署における重点目標、また、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料等を掲載することにより、全役職員が理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。

④情報と伝達

2 緊急時における連絡網の整備

緊急的な事態が発生した場合において、休日又は深夜においても理事長以下上層部に対して、その事態の報告と指示を受けるための緊急連絡網を整備している。

3 外部への伝達と外部からの収集

当機構のホームページにおいて、法令による財務情報の開示等を含め、組織の外部に対しても適時かつ適切に情報を伝達している。

また、「お客さまの声」制度を当機構のホームページに開設し、顧客のニーズに基づく改善活動の更なる推進のため、顧客等から広く意見・要望等を収集している。

4 QMS に関連する各種情報

イントラネット内にQMSに関連する各種情報(業務手順書、内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等)を掲載し、全役職員がいつでも各種情報を確認できる体制を整備している。

1 日常的モニタリング

- ア 経営企画会議において、各事業における予算の執行状況、中期目標等に 対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を把握・管理している。
- イ 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題(エラー、制度・業務運用上の課題)に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。
- ウ 職員提案箱制度により、当機構の職員からの業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取できる仕組みを整備している。

2 独立的評価と評価プロセス

- ア 監事による監査報告等については、役員会において報告が行われるとと もに、その監査結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善 を図っている。
- イ 前述の各部署における日常的モニタリングと並行し、監査室が独立かつ 客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守 し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を 防止することを主眼とした内部監査を実施している。
- ウ 監事監査では、i)理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii)業務運営及び事務の健全性は保たれているか、ii)業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv)業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v)顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi)財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii)入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。
- エ 監事による内部統制の評価に関しては、監事監査計画の重点監査項目として、内部統制の整備状況について監査を行っている。当機構では、内部統制の整備に関し、整備すべき内部統制の主な項目及び具体的な対応方法等につき整理を行った上で順次体制準備を行ってきており、監事としては、まず、例えばコンプライアンス体制の整備やリスク対応計画策定などが計画に沿って進捗しているかの確認を行っている。その上で整備された内部統制が有効に機能しているかどうかについて、「独立行政法人における内部統制と評価について報告書(平成22年3月)」(以下「報告書」という。)

⑤モニタリング

にある監事監査の視点等を念頭におき、各部門の業務監査において内部統制の有効性の状況を確認し、必要に応じ改善を要する事項等につき監査報告に盛り込み、理事長に報告すると共に役員会にて情報を共有している。

内部統制の諸制度が有効に機能しているかどうかを評価するためには、 ネガティブ情報でも上位者に報告しやすい風通しの良さや、リスク事象が 発生した場合でも、単に個人の責任に帰するといったことなく、今後の改 善のための情報共有に重点を行くといったような、謂わば企業風土的な面 についても十分注意深くウォッチしていくことが必要と考えている。そう した事象が観察された場合は、理事長をはじめ各役員にフィードバックし、 その後の対応・改善状況について、把握していくよう努めており、監事が 監査を通じて内部統制に係る PDCA サイクルを補完する役割も果たして いるものと考えている。

- オ 「報告書」では、「内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本要素をあらかじめ十分に理解する必要がある」とされているが、監事としても「報告書」と同様の理解である。このため、組織の活動に関しては、業務内容につき各担当部署から説明を受けると共に、経営企画会議等に出席して、業務の進捗状況につき把握していること、また、業務監査において各業務における課題等につき把握しており、内部統制を評価するのに必要な組織の活動に関する情報を得ていると考えている。また、内部統制の各基本的要素に関しては、「報告書」公表以前から、COSO報告書についての理解を深めることや、当機構が貸付業務を行っていることから、金融庁の金融検査マニュアルのガバナンスやリスク管理に関するチェックリストなども参考にするなど、当機構の業務の実態に沿った内部統制の評価を行っている。加えて、平成24年度より日本監査役協会へ加入し、会社法に基づく内部統制等について情報収集・意見交換など行っている。
- カ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人 評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役 員会及び経営企画会議において報告が行われるとともに、その評価結果の 内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。

3 内部統制上の問題についての報告

上記の日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制 上の問題に適切に対処するため、問題が発生した場合は、役員会及び経営企 画会議等において全役員に報告する仕組みが整備されている。

⑥ I C T への対応

- ア 理事長所感などの全役職員が職務の遂行に重要となる情報については、イントラネットを活用し情報の共有化を図っているところであるが、その一方で、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を図る必要があることから、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、メール及びインターネットのウイルス検知機能の拡充、バックアップデータの遠隔地保管及び外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティ対策の強化を図っている。
- イ ICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者(CIO)補佐官の助言を得て実施している。
- ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに

関する規程等に基づき、役職員全員に対し、自己点検調査を実施し、新た な情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、役職員全員に対して、 e ーラーニング方式による研修を実施するなど情報セキュリティの重要性 について注意喚起を行っている。 ※ ICT: Information and Communications Technology (情報通信技術)の略。 ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知 識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。 中期計画・年度計画等の妥当性について 中期計画期間5年間の環境の変化等も踏まえ、中期計画及び年度計画 の妥当性にも留意しながら監査を実施している。 2 役職員の給与水準について 特定事項監査の一環として、給与水準の状況、対応状況の確認を実施 している。 平成 22 年度及び 23 年度に実施した職員給与水準の引下げ により、平成24年度の年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指 数が概ね 100 となる見込みであることを確認している。 3 理事長のマネジメントの発揮状況について 上記①統制環境の1理事長から役職員へのミッションの周知等及び2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保等に述べら れているように、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長として のマネジメントは十分に発揮されているものと認識している。 監事監査 4 職員がミッションを意識しつつ目標・計画策定に参加している ⑦監事監査 か、また、職員間のコミュニケーションが十分図られているかに • 内部監査 ついて の実施状況 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、毎年度 策定される事業部ごとの重点目標を踏まえ、職員が人事評価制度におい て各個人の目標設定を主体的に行い、それに対し組織として期待する役 割を果たしているか評価されることにより、ミッション達成に向けた展 開がなされていることを確認している。 また、イントラネット内における経営理念「民間活動応援宣言」や経 営企画会議などの資料及び議事録等の掲示、さらには事業間連携強化・ 働きがいのある職場づくり(民間活動応援本部)及び東日本大震災対応 など、組織を横断したプロジェクトチームが設置・運営されており、こ れらのプロジェクト等においても職員間の情報共有が図られ、積極的に コミュニケーションがとられていることを確認している。 不正事故の発生等防止の観点で、各部署の業務処理が法令若しくは諸 規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かの検証 を実施している。 内部監査 また、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の 問題(エラー、制度・業務運用上の課題)に対し適切な対応がとられて いるか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、

継続的フォローアップを実施している。

当機構における内部統制の確立による成果及び課題については、次のとおりである。

- ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができるため、役職員自らが物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。
- イ 当機構のミッション(民間活動応援宣言)を果たすために、各役職員の 職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるため、全役 職員のインセンティブの向上につながっている。

⑧内部統制の確立 による成果・課題

- ウ 全役職員が組織のリスクの把握に取組むこととなった結果、自らの職務 に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務にお ける連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な 効果も出ている。
- エ 平成 22 年 7 月から「お客さまの声」制度を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化にもつながっている。
- オ 平成 22 年 4 月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備しており、経営理念による当機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンスの仕組みの一層の強化が構築されつつある。

事務・事業の見直し等(委員長通知別添三関係)

不要資産の国庫返納

≪取組状況≫

①独立行政法人の 事務・事業の見直し の基本方針で講ず べき措置とされた ものの取組状況

(24 年度中又は 24 年度から実施とされ たもの)

- 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成24年度中の入居者の 退去を促すため、平成23年度に入居者に対する説明会を実施し、本部に おいては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿 舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿 舎を除き、平成25年3月末までに退去時期等の調整を終了し、平成25 年4月末をもって退去が完了した。また、小金井宿舎については、一部 の土地境界につき境界確定を実施したところである。
- なお、平成23年度中に国庫納付が完了しなかった宝塚宿舎及び川西宿舎については、平成24年9月24日に85,479千円を国庫納付した。
- 政府出資金等については、引き続き、業務廃止後、国庫納付を行う予 定。

(講ずべき措置)※24年度から実施

東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。

1 旧長寿・子育て・障害者基金事業

≪取組状況≫

長寿・子育て・障害者基金事業基金(基金分2,787億円及び債券売却益等 134億円)は、平成22年11月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。

また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金(国庫補助金)が 予算措置されることとなり、平成22年4月1日から新たに社会福祉振興助成 事業を創設し、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等 に対し、効果的な資金助成を行っている。

②行政刷新会議事 業仕分けでの判定

状況

結果を受けた取組

(判定結果)

長寿・子育て・障害者基金の全額を国庫に返納(必要な事業については毎年度予算措置)

≪取組状況≫

長寿・子育て・障害者基金事業に係る管理費等の経費については、平成20年度実績で約828百万円であったところであるが、広報・募集方法及び電子申請システム等の見直しを図り、平成24年度において318百万円となり、平成20年度実績に比して約62%の削減を図っている。

(判定結果)

(独) 福祉医療機構の管理費を削減

2 福祉貸付事業及び医療貸付事業

≪取組状況≫

借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込 書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急 時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。(平成23年3月措置済み)

なお、具体的な取組みは以下のとおり。

○ 審査期間短縮

(平成22年度までの目標)福祉貸付75日以内、医療貸付45日以内 (平成23年度以降の目標)福祉貸付・医療貸付30日以内

(平成23年度実績) 福祉貸付27.8日、医療貸付21.1日

(平成24年度実績)福祉貸付27.5日、医療貸付19.5日

〇 申請書類の簡素化

平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出することとなっていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。

○ 融資相談の強化

事業計画の早い段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な 事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。

○ 有事対応・機動性の強化

災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を創設。また、東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置するとともに被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図った。

平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施している。 さらに、第三次補正予算において、市町村等の復興計画を踏まえた被災地復興のための支援や今後の災害対策を図るべく貸付利率について当初5年間金利等の優遇措置を講じている。

○ 小規模組織に対する資金需要の支援の強化

平成23年度からケアホーム、グループホームについてNPOを貸付けの相手方に追加するとともに、平成23年度第三次補正予算において、東日本大震災の復興に資する整備については、29名以下の特別養護老人ホーム、ケアハウスや障害福祉サービス事業に対して、一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。

○ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強 化

救急医療、へき地医療などを担っている社会医療法人に対して、平成21年6月から融資にあたっての保証人を不要とするとともに、平成23年度から、融資率の引き上げ、土地取得資金の利用条件を緩和し、資金需要に応えることで地域における医療の質を図れるよう融資制度の創設を行った。

○ 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護者人ホームや病院への融資条件の優遇(耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長)、地球温暖化対策に資する事業への融資条件

の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。

さらに、平成24年度から「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)に基づき国有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。

(判定結果)

効率化などに努めることを前提に、当該法人で実施し、事業規模は現状維持

3 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

≪取組状況≫

- 現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を 平成22年内中に取りまとめ、金融機関等と実務面の調整を行った上で 平成23年12月より制度取扱変更を実施した。
- また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23 年3月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会にて公表した。
- 〇 さらに、平成24年3月に、平成27年10月より低所得者等への年金額の加算措置を講じることを盛り込んだ国民年金法等の一部改正法案を国会に提出した。事業の利用者は年金額の低い方が多いことから、この年金額の加算措置は本事業の代替措置の一つとなり得るものである。
- 平成24年度においては、貸付実績の分析等により、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行った結果、円滑な廃止に向けた段階的な事業規模の縮小や具体的な廃止時期を平成28年度に判断することなどを明記した年金担保貸付事業廃止計画を策定した。

(判定結果)

新たなセーフティーネットを用意した上で、事業廃止

1 ヒト(組織のスリム化)

≪取組状況≫

平成22年、23年及び24年の組織改編により、管理職ポストを削減し、組織のスリム化を実施(部長▲2、次長▲1、課長▲5)

2 モノ (余剰資産等の売却)

③省内事業仕分け で自ら示した改革 案の取組状況

≪取組状況≫

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

3 カネ (国からの財政支出の削減)

≪取組状況≫

国からの財政支出(運営費交付金)については、平成22年度予算で41.20 億円であったところであるが、福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET) の規模の縮減、大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減等により、平成23 年度予算において39.47億円となり、1.73億円の削減を図り、さらに、平 成24年度予算においては35.89億円となり、3.58億円の削減を図った。

4 事務・事業の改革

(1) 福祉貸付事業及び医療貸付事業

≪取組状況≫

上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。

(2) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

≪取組状況≫

上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。

(3) 福祉医療経営指導事業

≪取組状況≫

〇 民間コンサルとの棲み分け

民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。(平成23年3月措置済み)

顧客満足度、機動性の向上

経営セミナーについては、受講者アンケート調査結果に基づき、WA M独自の経営情報の発信を強化(経営指標に関する講義時間拡大)及び社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指標についても平成23年度は73.4ポイント、平成24年度は79.2ポイントと、年度計画の目標値(65ポイント)をそれぞれ上回った。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET 事業)

≪取組状況≫

国と重複する行政資料及び民間と競合するワムネットプラス(福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載)を廃止し、平成23年4月から事業規模の縮減(22年度7億円→23年度6億円)を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。

また、平成24年10月から稼働している新システムについては、システム 仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減(23年度 6億円→24年度4億円)を図った。

(5)組織・運営

≪取組状況≫

- 〇 給与水準の適正化
 - ▶ これまでに講じた措置

・ 平成16年度

全職員の昇給を停止

国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)

・ 平成16~23年度

組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10)

・ 平成22年度

管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置 を実施(平均△1.0%)

・ 平成23年度

中高齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を 実施(平均△1.0%)

・ 平成24年度

国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施

1.本俸

① 課長相当職員以上(7~5等級)

△9.77%

② 課長代理、係長相当職員(4~3等級) △7.77%

△7.77%
△4.77%

③ 係員(2~1等級)

2.役職手当 一律△10%3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

> 今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員 指数は概ね100ポイント(100.4ポイント)となったが、国家公務員 の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額の増加額 を縮減(平成25年4月1日施行)
- 55歳を超える職員は標準の成績では昇給停止とする(平成26年 1月1日施行)
- ・ 55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%)
- ・ 特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年 度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給 割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続 する。
- 大阪支店の事務所スペースの縮減

平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減(150㎡) した。(平成23年4月1日賃貸契約変更済)

④その他事務·事業 の見直し

- 平成24年度に実施した主な事務・事業の見直しは次のとおりである。
 - ・ 福祉医療貸付事業にかかる特約火災保険について、お客さまからの要望や機構の事務の効率化の観点から、平成24年10月から火災保険証券の占有を要しない取扱いに改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。
 - ・ 福祉医療貸付事業にかかる貸付金残高証明書の発行事務について、平成25年1月から申請様式を機構ホームページから直接入手できる方法に改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。

- ・ 福祉医療貸付金の返済にあたって、預金口座振替を利用しているお客さまに発送している「預金口座振替案内」について、機構の事務の簡素化を図るため、平成25年7月から廃止することを決定したことに伴い、利用者に対して平成24年12月に通知するとともに、機構ホームページ等により周知を行った。
- 「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」(平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会)において、平成24年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価の重点事項として示された「検査・試験・評価等業務」に機構の福祉医療経営指導事業(個別経営診断)が対象とされているところである。なお、同委員会から示された各重点事項に係る固有の観点に沿った平成24年度における取組状況は次のとおりである。

1 業務の効率化

(1) 福祉医療貸付事業との一体的な実施

当機構が福祉貸付事業及び医療貸付事業と一体的に当該事業(業務)を実施することにより、貸付事業を通じて蓄積された豊富なデータに基づき策定された経営指標を活用した経営診断が可能となるものであり、これにより福祉、介護、医療サービスを提供する施設の安定的かつ継続的な経営を支援しているところである。

(2) 効率的な業務の実施

簡易経営診断の実施にあたっては、診断書の見直しや、分析コメントの自動化をしており、業務の効率化・標準化をしているところである。

2 利用者の利便性の向上

(1) 中期計画等における目標設定 ≪平均処理期間の設定≫

利用者の利便性の向上を図るため、経営分析診断においては、中期計画(年度計画)において、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする目標を設定し、平成24年度においては34.7日と目標を達成することができたところである。

(2) 利用者の利便性の向上

ア 事務手続きの電子化

個別経営診断の実施にあたっては、貸付先から決算書の提出を求めているところであるが、福祉貸付事業又は医療貸付事業の貸付先においては、当機構の事業報告書電子報告システムを活用することにより電子申請を可能とし、スピーディーな診断を実現しているところである。

イ 診断メニューの多様化

当機構の個別経営診断にあっては、利用者ニーズに合せて、各種の経営診断メニューを用意しているところであり、利用者の利便性の向上を図ったところである。

≪実地調査を伴う経営診断≫

≪経営分析診断≫

≪簡易経営診断≫

実際に施設へ行き	3か年の決算書等を基に	1か年の決算書等を基に
問題点・改善策を提示	同種・同規模の施設と比較	速やかに診断

ウ 新たなサービスの提供

平成 24 年 6 月末から当機構の WAM NET 基盤を活用して、福祉貸付事業又は医療貸付事業の貸付先の施設の経営状況と経営指標を比較することができる新たなサービス「経営指標自己チェックシート」を無料で提供することを開始し、利用者サービスの向上を図ったところである。

なお、平成24年度における利用実績は次のとおりである。

特養	ケアハウス	保育所	病院	介護老健	合計
823件	216件	426件	295件	249件	2,009件

3 利用者の負担に関する評価

(1) 中期計画等における目標設定 ≪自己収入の確保の設定≫

中期目標において、個別経営診断において運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めることとされており、これを受けて中期計画(年度計画)において、実費相当経費を上回る自己収入を確保するとの目標を設定し、平成24年度においては、次のとおり目標を達成することができたところである。(収入:5,686千円、支出:696千円、差引:4,990千円)

(2) 利用者へのアンケート調査の実施

当機構においては、個別経営診断を利用した経営者に対するアンケート調査を実施しているところであり、診断料金についての質問に対して、「高い」又は「やや高い」と回答した経営者は全体の約17.3%にとどまったところである。

一方で、来年度以降においても、この個別経営診断を利用したいかとの質問に対して、「利用したい」と回答した経営者は全体の約83.2%に達したところである。

このアンケート調査結果から、当機構としては、現在の利用者負担については適切な水準であるとの認識を有しているところである。

1 特定の公益法人等との関係

特定の公益法人等に対する出資、出えん、負担金等はない。

⑤公益法人等との 関係の透明性確保 (契約行為につい ては、項目 5「契約」 に記載)

2 社会福祉振興助成事業における助成事業の選定

社会福祉振興助成事業において助成金の交付を行っているが、助成事業の 選定に当たっては、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・ 評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づい て審査し、採択することにより、客観性及び透明性の確保を図っている。

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-32 (独)福祉医療機構

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保 険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性 や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金+新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく 形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決 められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬる ま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資(=税金)で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適当。国庫からは完全に独立して事業をしていき、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金が先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が 買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国 に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違うことができてい るのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部(1/3程度)をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下りと現役出向で合計2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

WGの評価結果

(独)福祉医療機構

見直しを行う

(廃止 O名 自治体/民間 O名 見直しは行わない O名 見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納 (必要な事業について毎年度予算措置) 11名 イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名 ウ.その他 2名)

とりまとめコメント

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を 行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁とし て厚労省にお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方の見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

ワーキンググループ B

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

- (1) 福祉貸付事業
- (2) 医療貸付事業
- (3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価者のコメント

(1)福祉貸付事業

- ●助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- ●貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- ●この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- ●政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- ●事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- ●福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- ●地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から除々に撤退すべき。
- ●政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- ●独法という法人形態で融資をすべきではない。
- ●正式に書類を受け付けてから貸付決定までは 37 日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに 2 年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- ●コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- ●貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- ●福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- ●融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- ●福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- ●福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- ●医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(2)医療貸付事業

- ●良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に 入れるべき。
- ●貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- ●政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- ●地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から序々に撤退すべき。政策 金融公庫の審査体制を別途充実。
- ●政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- ●助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- ●独法という法人形態で融資をすべきでない。
- ●本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- ●医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- ●助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- ●採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

- ●民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。
- ●事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。
- ●必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。
- ●現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら 赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険 制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。
- ●医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。
- ●民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。
- ●そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が 困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療 人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。
- ●診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。
- ●高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。
- ●医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達する かが大事。

(3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

- ●年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。
- ●マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。
- ●セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

- ●そもそもの法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- ●年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- ●年金を前倒しして困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- ●セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- ●年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- ●年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- ●無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- ●そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- ●年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待って判断する。
- ●実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- ●絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

WGの評価結果

(1)福祉貸付事業

効率化などに努めることを前提に、 当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- 廃止 1名
- 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)

- 国等が実施 1名(事業規模 拡充 1名)
- ・ 当該法人が実施 7名(事業規模縮減 2名、現状維持 3名、 拡充 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- その他 1名

(2)医療貸付事業

効率化などに努めることを前提に、 当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)
- · 国等が実施 1名 (事業規模 拡充 1名)
- ・ 当該法人が実施 7名(事業規模縮減 1名、現状維持 4名、 拡充 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 事業の廃止

<対象事業>

- 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名 (事業規模 縮減 1名、現状維持 1名)

当該法人が実施 3名 (事業規模 縮減 1名、現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

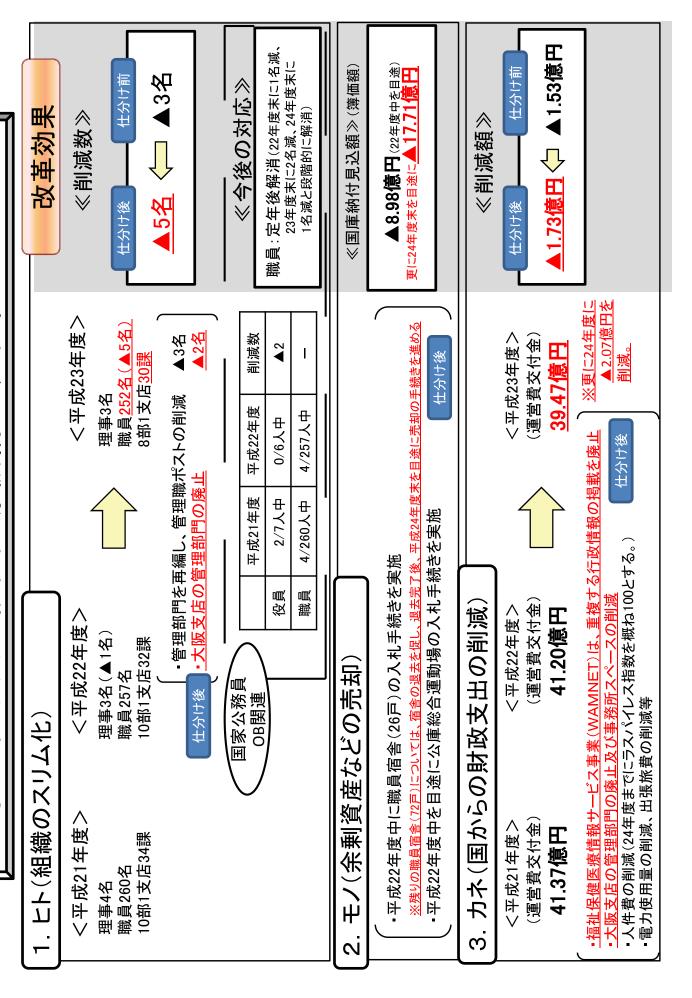
とりまとめコメント

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勘案してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもっていってほしい。

独立行政法人福祉医療機構の改革案について



事務 事業の改革

①年金担保貸付事業、 労災年金担保貸付事業

仕分け後

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握 事業の廃止に向けた検討を 及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、 進める。

②福祉貸付事業、医療貸付事業

-) 利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
- ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
 - 資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。
-)融資相談の強化
-) 有事対応-機動性の強化
-) 小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の
- D 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上



【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(福祉医療機構

主な指摘事項

【福祉・医療貸付事業】

(評価結果)

効率化などに努めることを前提に、 福祉医療機構が実施し、事業規模は現

則の利便性向上と他機関との差別化 O 対率的かしスパーディーなやの方に ついて検討の余地があり、融資業務 の見直し等効率化を図り、コーザー を図るべき。

取るまでに2年は長すぎる。 融資申請に至るまでの事前相談期間 をできる限り短縮すべき。 つ施設建設の構想から自治体の了承を

(刷新会議仕分け)

改革案の更なる見直し内容

スの更なる向上 〇利用者サーブ

- 資金調達ニーズに迅速に対応 ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、
 - 30日以内30日以内30日以内 37.9日 (福祉貸付)
 - 33.4⊟ 医療貸付)
- 申請書類を 資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 (福祉貸付)複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、

30%程度簡素化する。

申請書類を5%程度簡素化する。 法人公表資料の活用等により、 (医療貸付)

有事の対応等の機動性の確保 つ利用者ニーズへの対応、

- 融資条件の改善等に努める。 ・利用者ニーズへの対応……融資枠の確保、
- 有事対応・機動性の強化…有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な 対向に努める。
- ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化

〇融資相談の強化

新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じ行っているところであるが、整備計画の早期段階から的確な融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施 が図れるよう必要な見直しの提案、助言等に努める。

く仕分け前の改革案)

く仕分け後の改革案>

- つ利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
 - ○有事対応・機動性の強化

〇利用者サービス

の向上

- ○小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- 〇社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する
 - 資金需要の支援の強化 〇融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上 〇融資相談の強化

主な指摘事項

【福祉医療経営支援事業】

経営セミナーは、民間経営のコンサルタントとの役割の棲み分けについて ち舗点として検討したい。

- せる意義が感じられなかった。 そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやって ○経営支援事業も約70%というセミ ナーの満足度など、積極的に存続さ なのない必 おり、あえて行わねば
 - 機動性を高めて (省内仕分け) 然性はないのではないか 商品価値、 〇専門性、

福祉保健医療情報サービス(WAMNET)

(評決結果)

改革案が妥当4人

改革案では不十分5人

- 国、民間へ 改革案では不十分のうち、国、民間 3、事業継続するが更なる見直し2
- 民間売却できないかということも 検討課題。
- 元的に管理すべき。その情報をHP こ入力、保守・管理するのが福祉医 厚生労働省が福祉サービス情報を一 療機構の仕事ではないか。
- を国が直接管理、提供するのはそぐ わない。本来、自治体がそれらを担 〇日々更新される介護事業者情報など (省内仕分け) うべき部分が多い。

改革案の更なる見直し内容

O民間コンサルとの棲み分け

重複部分の見 民間コンサルの動向を把握した上で、 ・経営セミナーについては、民間コンナ 直し等の工夫ができないか検討する。

機動性の向上 〇顧客満足度、

経営セミナーについては、受講者アンケートでニーズの高い「実践事例を通した経営管理に役立つ情報」、「経営指標データを活用した経営管理に役立つ情報」等のカリキュラムを充実させ、一層の顧客満足度の向上に努める。 ・経営セミナーについては、

〇見直(

- 実施主体を国・自治体又は民間が行うこととする場合には、・実施主体を国又は自治体に移管することは、機構と同等のシステム構築と運 用コストが必要であり、実質的なコスト削減に繋がらない。
- 民間への移譲・売却は、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、かつ収益性がないことから民間が実施するとは考えにくい。

引続き機構で実施することとする。 このため、

ただし、福祉医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり重複して掲載する必然性がないため廃止する。(別紙1参照)

く仕分け前の改革案)

〇全廃又は一部縮小の 3案を検討



く仕分け後の改革案>

〇重複する行政情報の掲載を廃止、医療機関・介護事業所情報等の掲載は引き続き 実施することとし、コスト削減を図る。

・大阪支店を廃止した場合の費用削減効果は、▲1,530万円、同支店を存続させ、管理部門を廃止するなどした場合の費用削減効果は▲2,790万円という 給与水準の適正化については、ラスパイレス指数が概ね100ポイントになるよう 刷新会議仕分けでは、「融資体制が十分でない、スピーディーさについて検討の余地がある」とされたことを踏まえ、顧客サービス(利便性・迅速性)の維持・向上を図る必要がある。 管理職ポスト これらを踏まえ、大阪支店は、顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化することとし、管理部門を廃止することとする。(別紙2参照) ・次長ポスト、課長代理ポストの廃止 管理部門の再編(総務部、企画指導部、情報システム部)を行い、管理職1 (部長▲2人、課長▲1人)の削減を行う。(22年度検討、23年度反映) 〇大阪支店の管理部門を廃止する く仕分け後の改革案> 事務所スペースの縮減 改革案の更なる見直し内容 (24年度までに実施) 給与水準の適正化に努める。 ・刷新会議仕分けでは、 〇大阪支店の改革の方向性 〇廃止した場合の費用 く仕分け前の改革案> 22年度上半期中に 対効果を検証し、 〇給与水準の適正化 〇管理部門の再編 結論を示す。 改革案では不十分のうち、他独法との 統合・移管1、更なる見直しが必要5 〇更なる人員の削減をして、給料を大 (省内仕分け) ○事業の移管・廃止の如何による。 主な指摘事項 〇管理部門の整理をすべき。 改革案では不十分6人 改革案が妥当3人 幅に下げるべま。 組織・運営】 (評決結果)

システム最適化計画に基づくコスト削減ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・	改革案 実施	参考 (引き続き実施した場合) 実施
(11) (12) (13) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15		
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度:▲1.0億円 24年度:▲3.0億円	23年度:▲1.0億円
メリット	〇ケアマネジャーの利便性確保 〇担当職員の雇用配慮	〇ケアマネジャーの利便性確保 〇担当職員の雇用配慮 〇現場の混乱回避
アメリット	O事業費がかさむ O自治体HPとの部分的重複	〇事業費がかさむ 〇自治体HPとの部分的重複 〇厚労省HPとの部分的重複

+	「「「一」「一」	<u>-</u>
+		
+ - - -	改革案	参考(廃止した場合)
・ 融資相談、番倉 ・ 管理 ・ 管理 ・ 契約・資金交付 ・ 二 - - - - - - - - - - - - - - - - - -	顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化 管理部門の廃止 	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化 — — — — — — — — — — —
組織 4課(27人) 事業費310,657千円 調価積 572㎡ ・事務	▲1課(▲2人) 次長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 事務所スペースの縮減(▲150㎡)	 ▲1課(▲3人) 支店長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 係長ポスト ▲1 等務所スペースの縮減(▲572㎡)
行政品顧客サービス(利便性、迅療貸た速性)の観点から東京・大 ①貸付買阪で実施②やはりのなるとは、	行政刷新会議事業仕分けの以下の意見を踏まえ、福祉医療貸付事業は現状の体制を維持し、管理部門を廃止する。 ①貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。 ②やはの融資体制が十分でないという問題意識が強くある。 さたこいてはまだ検討の余地はある。	組織のスリム化のための見直し
・顧客 確保 メリット ・審査 ・運用	・顧客の利便性(大阪から東京へ来訪等を要しない)の 確保 ・審査業務の迅速性(スピード)の確保 ・運用経費の削減 ・システムのバックアップ機能を現状のまま利用できる	・運用経費の削減
デメリット・庶務	・庶務機能の低下	・本部へ移管等による多額の一時的経費の発生・顧客の利便性(大阪から東京への来訪等)の低下・融資業務(審査・契約)のスピード低下・システムのバックアップ機能を構築する必要があるる
コスト削減額	▲27,872千円	▲15,313手円
一元化に伴う一時的経費	7,428千円	116,466千円
実施を23年度とした場合23年度の削減額	▲20,444年円	101, 153千円
24年度の削減額	▲27,872千円	▲15,313千円

械要 医療機構の ,福祉[独立

《基金	《某礎データ》				≪ 条目 **	《組織体制》	(法人に占 を) (管理部門の)	人に占める 理部門の割合
			【22年度】[【(参考)21年度】	<u> </u>	•		
心 心		うち国家公務員出身者	80	2名			(全体)	30%
ΣĬ	D 0 中	うち現役出向者	1名	名	本部	10部28課2室	うち管理部門	32%
			4,	4,	•	(230人)	4部8課1室(14人)	
推	057 <i>\</i> Z	うち国家公務員出身者	4名	4名	-	■1	これ 管理部間	
3 公計		うち現役出向者	6名	8名	地方	(27人)	(12年間) 1課 (3人)	11%
事業費	寶 6,409億円	うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円				
* 役職員	公職員数は平成22年4月1日現在、事業費	₩	, į	平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち * + 回4、 0 HT+ + 11 1 1 0 1 7 1 4 7 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	うち		車 車	#

: 役職員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

《主な事務・事業》	

贫

審議役

岷

				H	
		_			
の財政支出	うち国からの財政支出 2,162億円 3運営費交 うち財政融金・利子補 資資金 金・利子補 資資金 金・利子補 質資金		ı	6億円	262/億円 うち退職手当共済事業の 給付費補助金 256億円
うち国から	計 2, 16	うち運営費交 付金・利子補 給金 79億円		∯9	262/筒 うち退職手当共 給付費補助金
事業費	3,122億円		1,952億円	出學/	1,253億円 (給付金を含 む)
事務•事業	福祉貨付、医療貸付、福祉医療経営支援事業		年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	福祉保健医療情報サービス事業	退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業

大阪支店

年金貸付部

即成事業部

北灰品

管理部

医療貸付部

福祉貸付部

情報システム部

公国 把 夢 恕

経理部

经多支票

財投機関債を除く *